

共同生活援助(日中サービス支援型) 利用契約書

社会福祉法人 吉備路の会

障害福祉サービス事業

日中サービス支援型共同生活援助吉備路

様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人吉備路の会（以下、「事業者」という。）は、事業者が運営する 日中サービス支援型共同生活援助吉備路（以下「事業所」という。）において事業所が利用者に対して提供する指定障害福祉サービスの共同生活援助（日中サービス支援型）（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の趣旨にしたがって、サービスを提供し、利用者のサービス内容を明確にし、利用者、事業者の双方の合意のもとにサービスが提供されることを目的とします。

第2条 （契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の当該サービスの支給決定期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の支給決定期間満了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条 （個別支援計画）

- 1 事業所は、利用者の状況並びに課題や意向等を常に把握するとともに、目標を設定し、利用者やその家族・後見人等への面接、サービス担当者との協議を経て、サービス管理責任者に利用者の個別支援計画を作成させるものとします。
- 2 事業所は、前項の個別支援計画について、利用者やその家族・後見人等にその内容を説明し、文書により同意を求めるものとします。
- 3 利用者やその家族・後見人等は、個別支援計画について説明を求め、意見を述べるができるものとします。
- 4 前号の意見の結果、個別支援計画の変更の必要があると認められる場合は、利用者又はその保護者又は後見人等と協議して、計画を変更することとし、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し、内容の確認並びに記名押印を受けるものとします。

第4条 （サービスの内容）

事業所は、前文に定める個別支援計画に基づいて、次の内容のサービスを提供します。

- 1 事業所は、利用者に対し食事の提供、利用者に対する相談、その他法に定める必要な援助を提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、「重要事項説明書」（別紙）のとおりです。事業

所は「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

第5条 （自立支援給付費支給申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が当該サービスの支給決定期間満了に伴う支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。
- 2 事業者は利用者が希望する場合は、利用者の依頼を受けて、支給申請の手続きを利用者に代わって行います。

第6条 （サービス提供の記録・保存）

- 1 事業所は、サービス提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者やその家族・後見人等は、事業所の窓口業務時間内（9：00～17：00）に、自分の記録を閲覧することができ、実費を負担してコピーすることもできます。

第7条 （利用料金）

- 1 利用者は自立支援給付費対象サービスに係る国の定める費用のうち市町村が受ける額の限度額において利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者はサービスに係る費用のうち、市町村から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書」に定める利用者負担額を事業者を支払うものとします。
- 3 利用者は食事の提供を受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定の食材費を事業者を支払うものとします。
- 4 利用者は自立支援給付費対象外サービスのうち市町村から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書」に定める利用者負担額を事業者を支払うものとします。
- 5、前項のほか利用者は利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を負担するものとします。

第8条 （利用料金の支払い等）

- 1 利用者は第7条に定める利用料金の合計額を、月ごと支払います。
- 2 事業者は当月利用料金の合計額の請求書を、翌月15日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は当月の利用料金の合計額を、翌月25日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし銀行振り込みの場合は、振り込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書を発行します。

第9条 （利用料金の変更）

- 1 第4条1項に定めるサービスに係る国に定める費用に変更があった場合、事業者は当該利用者負担額を変更することが出来るものとします。

- 2 別紙（重要事項説明書）に定める自立支援給付費対象となるサービスについては経済状況の著しい変化などやむを得ない事由がある場合には1ヶ月前までに利用者の同意を得た上で利用料金を変更できるものとします。

第10条（サービス利用のキャンセル）

- 1 サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の1日前の9：00までに申出のない場合、利用者は別紙「重要事項説明書」に定めるキャンセル料として食費の実費相当額を事業所に支払うものとします。

第11条（利用者の帰宅に係る取り扱い）

- 1 利用者は、事業所の同意を得た上で、帰宅することができるものとします。この場合、利用者は外泊開始日の1日前までに事業所に届けるものとします。
- 2 前項に定める帰宅期間中において、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業所に支払うものとします。

第12条（利用者の入院に係る取り扱い）

- 1 利用者が医療機関に入院した場合、利用者が入院した日と退院した日を含めた日分（月をまたぐ場合を含む）につき、別紙「重要事項説明書」に定める支援が行われた場合には、別紙の料金を事業所に支払うものとします。
- 2 事業所は、利用者が医療機関に入院する必要がある場合等であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、利用者の希望等を勘案し、退院後再び当該事業所に円滑に入居することができるようにします。

第13条（相談・苦情対応）

- 1 利用者やその家族、後見人等は、事業所が提供した自立支援給付費対象サービスに関する苦情がある場合にはいつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口及び岡山県運営適正化委員会に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、苦情が申し立てられたときには速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性その有無及びその方法について利用者又は家族、後見人等に文書で報告します。
- 3 事業所は利用者又はその家族、後見人が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

第14条（利用者からの解約）

利用者は、事業者に対して（30日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合は利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業所若しくは職員が正当な理由なくこの契約に定めるサービスを実施しない場合。
- (2) 事業所若しくは職員が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業所若しくは職員が社会通念に逸脱した行為を行なったとき。

第15条 (事業者からの解約)

- 1 事業者はやむを得ない事情ある場合には、利用者に対し30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することが出来ます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することが出来ます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日間以内に利用料の支払いがない場合。
 - (2) 利用者が、事業所やサービス従事者または他の入居者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合。
 - (3) 天災、災害、その他やむを得ない事情により事業所を廃止または縮小する場合。
 - (4) 利用者が医療機関を利用し明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- 2 利用者の障害者共同生活援助についての自立支援給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは自立支援給付費支給期間終了に伴う自立支援給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の出身世帯の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することができることとします。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の共同生活援助事業者もしくは自立支援給付費制度対象施設等に入所した場合。
 - ② 利用者が死亡した場合。

第16条 (退居時の援助)

- 1 事業所は、契約が終了し、利用者が退居する際には、利用者の希望を踏まえた上で、利用者が退居後に置かれることとなる生活環境や援助の継続性に配慮し、円滑な退居のために必要な援助を行います。
- 2 事業所は、サービスの提供を終了する（解約の場合も含む）に際し、その旨を援護の実施者である区市町村へ連絡します。

第17条 (非常災害対策)

事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備します。

第18条 （個人情報の保護及び開示）

- 1 事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。
- 2 職員は、その業務上で知り得た利用者等の秘密を保持するものとします。
- 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- 4 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 5 第13条の利用者の円滑な対処の支援を行なう際に、利用者の情報を提供する場合には、利用者の同意を得ることとします。

第19条 （損害賠償）

- 1 事業所は、サービスの提供にともなって、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合事業所は、関係市町村、利用者、利用者の家族・成年後見人等と協議のうえ、誠実に対処します。
ただし、事業所が十分注意したにもかかわらず生じた損害については賠償しません。
- 2 事業所は、サービスの提供時に事故が発生した場合には関係市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

第20条 （緊急時の対処）

- 1 事業所は、利用者に病状の急変が認められた場合、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼します。
- 2 前項の他、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し連絡します。

第21条 （裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第22条 （身元引受人）

- 1 事業所は利用者に対し身元引受人を求めることがあります。ただし利用者に身元引受人を立てることの出来ない相当の事由がある場合はその限りではありません。
- 2 身元引受人は次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように事業所に協力すること。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業所と連携して利用者の状態に応じた適切な受け入れ先確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な処置。

第23条（身体拘束の禁止）

- 1 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならび緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。

第24条（虐待の防止等に関する事項）

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

第25条（その他）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、法及びその他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 〒

氏 名 印

利用者の成年後見人等

住 所 〒

氏 名 印

事 業 者 住 所 〒719-1155 岡山県総社市小寺1 5 5 3 - 1

名 称 社会福祉法人 吉備路の会

事業所名 日中サービス支援型共同生活援助吉備路

代 表 者 理事長 小 原 章 弘 印

